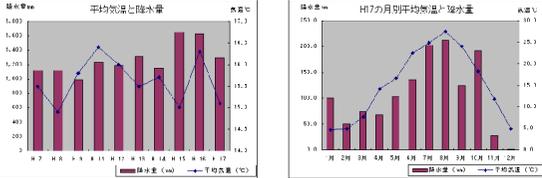


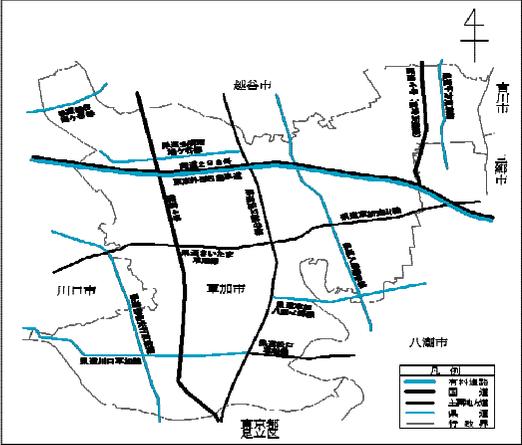
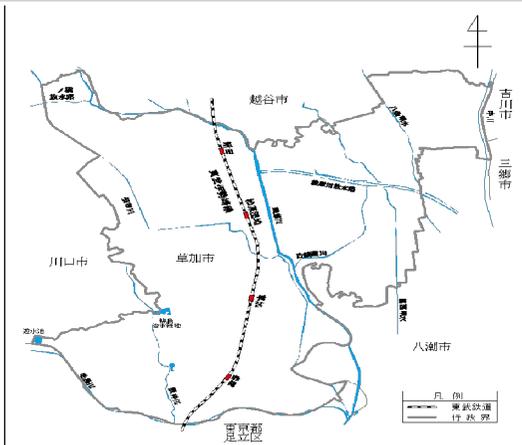
「国民保護に関する草加市計画」 新旧対照表

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由
1	全編				全編	市国民保護協議会、あたり、手続き、高齢者、障害者、本市、自治会	草加市国民保護協議会、当たり、手続、高年者、障がい者、草加市、町会・自治会	時点修正 表現の統一
2	P.1	第1編			総則	第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には	21世紀に入り、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、平成13年(2001年)9月11日には	時点修正 西暦併記
3	P.1	第1編			総則	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「武力攻撃事態対処法」という。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	そうしたことから、平成15年(2003年)6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成27年(2015年)9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年(2004年)6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更 西暦併記
4	P.3	第1編	第4章	2	国民の権利利益の迅速な救済	市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、	市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、	時点修正
5	P.4	第1編	第4章	7	要配慮者の保護	災害時要援護者の保護 市は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。	要配慮者の保護 市は、高年者、障がい者、乳幼児、外国人等、その他特に配慮を有する要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 時点修正
6	P.4	第1編	第4章	11	外国人への国民保護措置の適用	新規	(1) 外国人への国民保護措置の適用 市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。	「都道府県国民保護モデル計画」(消防庁)との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明瞭化
7	P.5	第1編	第5章	第1節1	地形	総面積27.42平方キロメートルであり、水と緑に恵まれた中川、綾瀬川下流域にひらけた平均の海拔が約2メートルの低平湿地である。 ～ 隣接市区⇩ 東⇩ 八潮市、吉川市⇩ 西⇩ 川口市⇩ 南⇩ 東京都足立区⇩ 北⇩ 越谷市⇩	総面積27.46平方キロメートルであり、水と緑に恵まれた中川、綾瀬川下流域にひらけた平均の海拔が約2メートルの低平湿地である。 ～ 市の東側は三郷市・八潮市・吉川市、西側は川口市、南側は東京都足立区、北側は越谷市が隣接している。	現状に合わせた表現の適正化(表を削除) 時点修正

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由																																												
8	P.5	第1編	第5章	第1節 2	気象	<p>気象 本市は温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年間1,200mm～1,600mm程度である。</p>  <p>平均気温と降水量の推移 月別平均気温と降水量 出典：草加市統計書、消防本部資料（H10は欠測）</p>	削除	現状に合わせた表現の適正化（項目の削除）																																												
9	P.5	第1編	第5章	第2節 1	人口分布	<p>本市は、昭和33年11月1日、人口3万4878人で市制を施行した。その後、昭和37年の東武伊勢崎線と地下鉄日比谷線の相互乗り入れや、当時マンモス団地といわれた松原団地の造成等により、昭和38年に人口が5万人を突破し、昭和43年には、県下8番目の10万都市になった。東京近郊という立地条件の良さも相まって、昭和50年代後半から人口は急激に増え、24万人を超える都市となっている。人口密度は、平成17年の国勢調査において、県下の市町村のなかでも蕨市、鳩ヶ谷市に次いで3番目に高い状態となっている。平成22年4月1日現在の住民基本台帳では、24.2万人である</p> <p>総人口の推移□□単位：人（1月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="631 833 1070 1098"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>総人口</th> <th>住民基本台帳人口</th> <th>外国人登録人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H13</td><td>228,308</td><td>224,584</td><td>3,724</td></tr> <tr><td>H14</td><td>231,027</td><td>226,859</td><td>4,168</td></tr> <tr><td>H15</td><td>232,987</td><td>228,558</td><td>4,429</td></tr> <tr><td>H16</td><td>235,732</td><td>231,134</td><td>4,598</td></tr> <tr><td>H17</td><td>237,535</td><td>232,951</td><td>4,584</td></tr> <tr><td>H18</td><td>238,352</td><td>233,759</td><td>4,593</td></tr> <tr><td>H19</td><td>238,872</td><td>234,443</td><td>4,429</td></tr> <tr><td>H20</td><td>239,808</td><td>235,303</td><td>4,503</td></tr> <tr><td>H21</td><td>241,272</td><td>236,587</td><td>4,705</td></tr> <tr><td>H22</td><td>242,177</td><td>237,414</td><td>4,763</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：草加市統計書</p>	年次	総人口	住民基本台帳人口	外国人登録人口	H13	228,308	224,584	3,724	H14	231,027	226,859	4,168	H15	232,987	228,558	4,429	H16	235,732	231,134	4,598	H17	237,535	232,951	4,584	H18	238,352	233,759	4,593	H19	238,872	234,443	4,429	H20	239,808	235,303	4,503	H21	241,272	236,587	4,705	H22	242,177	237,414	4,763	<p>草加市は、昭和33年（1958年）11月1日、人口3万4878人で市制を施行した。その後、昭和37年（1962年）の東武伊勢崎線と地下鉄日比谷線の相互乗り入れや、当時マンモス団地といわれた松原団地の造成等により、昭和38年（1963年）に人口が5万人を突破し、昭和43年（1968年）には、県下8番目の10万都市になった。東京近郊という立地条件の良さも相まって、昭和50年代後半から人口は急激に増え、24万人を超える都市となっている。人口密度は、平成27年（2015年）の国勢調査において、県下の市町村のなかでも蕨市、川口市に次いで3番目に高い状態となっている。令和2年（2020年）4月1日現在の住民基本台帳では、24.9万人である。</p>	<p>時点修正 現状に合わせた表現の適正化（表を削除） 西暦併記</p>
年次	総人口	住民基本台帳人口	外国人登録人口																																																	
H13	228,308	224,584	3,724																																																	
H14	231,027	226,859	4,168																																																	
H15	232,987	228,558	4,429																																																	
H16	235,732	231,134	4,598																																																	
H17	237,535	232,951	4,584																																																	
H18	238,352	233,759	4,593																																																	
H19	238,872	234,443	4,429																																																	
H20	239,808	235,303	4,503																																																	
H21	241,272	236,587	4,705																																																	
H22	242,177	237,414	4,763																																																	

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由																
10	P. 5	第1編	第5章	第2節 1 (1)	昼夜間人口比率	<p>昼間人口 本市では、近隣市から通学・通勤してくる人口より市外に通学・通勤する人口が多く、昼間人口は夜間人口より約4万人少なく、夜間人口のほぼ8割程度である。 市外に通学・通勤する人は、東京都足立区、中央区、千代田区、台東区などが多く、流出人口の約7割弱が東京都である。 このように流出・流入人口が多く災害時には帰宅困難者が多数生じる可能性があるため、情報伝達、安否情報の提供、避難誘導、他地域との連携等が重要である。</p> <table border="1" data-bbox="768 443 1064 582"> <caption>昼間・夜間・流入・流出人口</caption> <tr><td>昼間人口総数</td><td>191,927</td></tr> <tr><td>流入人口</td><td>37,981</td></tr> <tr><td>流出人口</td><td>79,183</td></tr> <tr><td>夜間人口</td><td>233,759</td></tr> <tr><td>昼間人口/夜間人口</td><td>0.821</td></tr> <tr><td>面積 (k㎡)</td><td>27.42</td></tr> <tr><td>人口密度 昼間人口</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>(人/k㎡) 夜間人口</td><td>8,525</td></tr> </table> <p>H17 国勢調査を基に作成 (国勢調査では、流入・流出人口に、15歳未満の通学者を含まない。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="645 662 840 853"> <p>流入人口 20%</p> <p>市内に在住 80%</p> </div> <div data-bbox="891 662 1086 853"> <p>流出人口 34%</p> <p>市内を就業、通学、生活 66%</p> </div> </div> <p>夜間人口233,759人 昼間人口191,927人</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="616 949 840 1157"> </div> <div data-bbox="884 949 1108 1157"> </div> </div> <p>流出人口割合内訳79,183人 流入人口割合内訳37,981人</p>	昼間人口総数	191,927	流入人口	37,981	流出人口	79,183	夜間人口	233,759	昼間人口/夜間人口	0.821	面積 (k㎡)	27.42	人口密度 昼間人口	7,000	(人/k㎡) 夜間人口	8,525	<p>昼夜間人口比率 草加市では、近隣市から通学・通勤してくる人口より市外に通学・通勤する人口が多く、昼間人口は夜間人口より約4万人少なく、夜間人口のほぼ8割程度である。 市外に通学・通勤する人は、東京都足立区、中央区、千代田区、台東区などが多く、流出人口の約6割弱が東京都である。 このように流出・流入人口が多く災害時には帰宅困難者が多数生じる可能性があるため、情報伝達、安否情報の提供、避難誘導、他地域との連携等が重要である。</p>	<p>時点修正 現状に合わせた表現の適正化 (表を削除)</p>
昼間人口総数	191,927																							
流入人口	37,981																							
流出人口	79,183																							
夜間人口	233,759																							
昼間人口/夜間人口	0.821																							
面積 (k㎡)	27.42																							
人口密度 昼間人口	7,000																							
(人/k㎡) 夜間人口	8,525																							

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由																																																																								
11	P. 5	第1編	第5章	第2節 1 (2)	高年者比率	<p>年齢3階層別人口構成比は、平成22年1月1日現在、0～14歳の幼年人口が14.3%、15～64歳の生産年齢人口が67.1%、65歳以上の老年人口が18.6%であり、年齢構成から見ると今後は高齢化が避けられない状況である。したがって、高齢者等の災害時要援護者への避難・支援のあり方を配慮する必要がある。</p> <table border="1"> <caption>草加市の人口年齢構成</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0～14歳</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> <th>総人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(人)</td> <td>34,584</td> <td>182,523</td> <td>45,070</td> <td>242,177</td> </tr> <tr> <td>比率(%)</td> <td>14.3%</td> <td>67.1%</td> <td>18.6%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：住民基本台帳H22.1.1現在</p> <p>年齢・男女別人口(H22.1.1現在)</p>	年齢	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総人口	人口(人)	34,584	182,523	45,070	242,177	比率(%)	14.3%	67.1%	18.6%	100.0%	<p>年齢3階層別人口構成比は、令和2年(2020年)4月1日現在、0～14歳の幼年人口が12.0%、15～64歳の生産年齢人口が63.5%、65歳以上の老年人口が24.5%であり、年齢構成から見ると少子化が進行して、さらなる高年化を助長していく状況である。したがって、高齢者等の要配慮者への避難・支援のあり方を配慮する必要がある。</p>	<p>時点修正</p> <p>現状に合わせた表現の適正化(表を削除)</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>西暦併記</p>																																																									
年齢	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総人口																																																																												
人口(人)	34,584	182,523	45,070	242,177																																																																												
比率(%)	14.3%	67.1%	18.6%	100.0%																																																																												
12	P. 6	第1編	第5章	第2節 1 (3)	外国人人口	<p>(3) 外国人登録人口 本市の外国人登録人口は年々増加し、平成21年末では約4,760人の外国人が登録しており、市の人口の約2%を占めている。国籍別では中国、朝鮮・韓国の外国人登録人口が多く、外国人登録人口の50%以上を占め、次いでフィリピンが多い。 したがって、災害時の外国人への警報、避難誘導のあり方や、国際ボランティアの活用のあり方に配慮する必要がある。</p> <table border="1"> <caption>外国人登録人口(単位：人)(各年末現在)</caption> <thead> <tr> <th>国籍</th> <th>H.14</th> <th>H.15</th> <th>H.16</th> <th>H.17</th> <th>H.18</th> <th>H.19</th> <th>H.20</th> <th>H.21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>1,013</td> <td>1,082</td> <td>1,134</td> <td>1,188</td> <td>1,217</td> <td>1,288</td> <td>1,389</td> <td>1,458</td> </tr> <tr> <td>朝鮮・韓国</td> <td>1,034</td> <td>1,038</td> <td>1,035</td> <td>1,055</td> <td>1,035</td> <td>1,048</td> <td>1,057</td> <td>1,058</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>749</td> <td>813</td> <td>888</td> <td>898</td> <td>859</td> <td>828</td> <td>840</td> <td>854</td> </tr> <tr> <td>ブラジル</td> <td>435</td> <td>392</td> <td>308</td> <td>290</td> <td>250</td> <td>268</td> <td>288</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>パキスタン</td> <td>170</td> <td>168</td> <td>164</td> <td>164</td> <td>148</td> <td>138</td> <td>129</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1029</td> <td>1094</td> <td>1055</td> <td>998</td> <td>920</td> <td>925</td> <td>994</td> <td>997</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>4,430</td> <td>4,598</td> <td>4,584</td> <td>4,593</td> <td>4,428</td> <td>4,503</td> <td>4,705</td> <td>4,793</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：草加市統計書</p>	国籍	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	中国	1,013	1,082	1,134	1,188	1,217	1,288	1,389	1,458	朝鮮・韓国	1,034	1,038	1,035	1,055	1,035	1,048	1,057	1,058	フィリピン	749	813	888	898	859	828	840	854	ブラジル	435	392	308	290	250	268	288	253	パキスタン	170	168	164	164	148	138	129	142	その他	1029	1094	1055	998	920	925	994	997	総数	4,430	4,598	4,584	4,593	4,428	4,503	4,705	4,793	<p>(3) 外国人人口 草加市の外国人人口は年々増加し、令和元年(2019年)末現在、約7,500人の外国人が住んでおり、市の人口の約3%を占めている。国籍別では中国、フィリピンの外国人人口が多く、外国人人口の約50%を占め、次いで朝鮮・韓国が多い。 したがって、災害時の外国人への警報、避難誘導のあり方や、国際ボランティアの活用のあり方に配慮する必要がある。</p>	<p>時点修正</p> <p>現状に合わせた表現の適正化(表を削除)</p> <p>西暦併記</p>
国籍	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21																																																																								
中国	1,013	1,082	1,134	1,188	1,217	1,288	1,389	1,458																																																																								
朝鮮・韓国	1,034	1,038	1,035	1,055	1,035	1,048	1,057	1,058																																																																								
フィリピン	749	813	888	898	859	828	840	854																																																																								
ブラジル	435	392	308	290	250	268	288	253																																																																								
パキスタン	170	168	164	164	148	138	129	142																																																																								
その他	1029	1094	1055	998	920	925	994	997																																																																								
総数	4,430	4,598	4,584	4,593	4,428	4,503	4,705	4,793																																																																								

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由
13	P. 6	第1編	第5章	第2節 2	道路の状況	<p>市内には北部を東西に東京外郭環状自動車道と国道298号が、西部を南北に国道4号が走り、これらが市の道路の根幹をなしている。東京外郭環状自動車道は川口JCTで東北自動車道及び首都高速川口線と、三郷JCTで常磐自動車道及び首都高速三郷線に接続している。</p> 	<p>市内には北部を東西に東京外郭環状自動車道と国道298号が、西部を南北に国道4号が走り、これらが市の道路の根幹をなしている。東京外郭環状自動車道は川口JCTで東北自動車道及び首都高速川口線と、三郷JCTで常磐自動車道及び首都高速三郷線に接続している。</p> <p>市内の自動車交通量は、人口の増加に加え、車社会の急激な進展により、飛躍的に増加した。そのため、武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用自動車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられるため、鉄道、徒歩、バスといった手段による避難を原則とする必要がある。</p>	現状に合わせた表現の適正化 (表を削除)
14	P. 6	第1編	第5章	第2節 3 (1)	鉄道	<p>鉄道は、地下鉄日比谷線や半蔵門線が相互乗り入れする東武伊勢崎線が市を南北に縦断している。市内には4つの駅があり通勤・通学等市民の重要な足となっている。</p> 	<p>鉄道は、地下鉄日比谷線や半蔵門線が相互乗り入れする東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）が市を南北に縦断している。市内には谷塚駅、草加駅、獨協大学前〈草加松原〉駅、新田駅の4つの駅があり通勤・通学等市民の重要な交通手段となっている。</p>	現状に合わせた表現の適正化 (表を削除) 時点修正 (松原団地駅の駅名変更)

一連番号	計画該当部分			項目名	旧	新	変更理由	
15	P. 6	第1編	第5章	第2節3(2)	バス	路線バスは 市内 の重要な 足 であり、市内交通はもとより埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷駅、京浜東北線川口駅やつくばエクスプレス八潮駅などと連絡している。 主な市内運行バス事業者は、東武バスセントラル㈱、朝日自動車㈱、 国際興業㈱及びマイスカイ交通㈱ である。	路線バスは 市民 の重要な 交通手段 であり、市内交通はもとより、 日暮里・舎人ライナー ・ 見沼代親水公園駅 、埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷駅、京浜東北線川口駅やつくばエクスプレス八潮駅などと連絡している。 主な市内運行バス事業者は、東武バスセントラル㈱、朝日自動車㈱、 国際興業㈱ である。	時点修正
16	P. 6	第1編	第5章	第2節4	生活関連施設	新規	生活関連施設 草加市には、原子力発電所は所在しないが、 国民保護法 が定める 生活関連施設等 （浄水場など市民生活に関連を有する施設や 毒物・劇物等の危険物施設 ）が所在している。	時点修正
17	P. 7	第1編	第6章		国民保護の実施体制	市 は、この基本指針に基づき、県が策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、「国民保護に関する草加市計画」を 策定 し、国、県、その他関係機関と連携・協力して、迅速かつ的確に国民保護措置を実施する。	市長 は、この基本指針に基づき、県が策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、「国民保護に関する草加市計画」を 作成 し、国、県、その他関係機関と連携・協力して、迅速かつ的確に国民保護措置を実施する。	国資料（国民保護措置の仕組み）との整合 表現の統一
18	P. 8	第1編	第6章	第1節1	基本的事項	① 国、県、 他の地方公共団体、その他関係機関 と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。 ② 国があらかじめ定める 基本的な方針 に基づき、 国民保護措置 を的確かつ迅速に実施する。 ③ 市の区域内において関係機関が実施する 国民保護措置 を総合的に推進する。	(1) 国、県、 他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関 と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。 (2) 国があらかじめ定める 基本指針 に基づき、 国民の保護のための措置 を的確かつ迅速に実施する。 (3) 市の区域内において関係機関が実施する 国民の保護のための措置 を総合的に推進する。	表現の統一
19	P. 10	第1編	第6章	第5節	市民の協力	また、 2次災害 を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。	また、 2次災害 を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。	表現の統一

一連番号	計画該当部分			項目名	旧	新	変更理由
20	P.13	第1編	第7章	1 ③ ②	弾道ミサイル攻撃の場合 ②留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。	②留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。	基本方針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化
21	P.16	第2編	第1章	第1節	24時間即応体制の確立 また、市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な運用により、通信体制を確保するものとする。	また、市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な管理・運用に努め、通信体制を確保するものとする。	現状に合わせた表現の適正化（市のJアラート導入は完了しているため）
22	P.18	第2編	第2章	3	警報の住民への周知 (3) 警報の緊急放送についての調整 市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。	3 警報の緊急放送についての調整 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。	現状に合わせた表現の適正化（消防庁通知 Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進）との整合を図るため）
23	P.18	第2編	第2章	7	警報の住民への周知 (7) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	7 高年者、障がい者等要配慮者への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高年者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
24	P.19	第2編	第3章	第1節 1	モデル避難実施要領の作成 1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル実施要領を作成し、住民に対して周知する。 なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。 また、昼夜で生活する人々が異なることや大規模集客施設、繁華(商店)街があることなどに留意する。 【モデル実施要領に定める基本的事項】 (1) 避難の交通手段及び避難の経路	1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知する。 なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。 また、昼夜で生活する人々が異なることや大規模集客施設、繁華(商店)街があることなどに留意する。 【モデル避難実施要領に定める基本的事項】 (1) 避難の交通手段及び避難の経路	表現の統一
25	P.20	第2編	第3章	第1節 2 (2) ①	武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難要領の作成 (7) 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。	(7) 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。	表現の統一

一連番号	計画該当部分			項目名	旧	新	変更理由																																																																				
26	P. 23	第2編 第3章	第1節 2	武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について	<p><武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について></p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>地上降伏からの避難</th> <th>グリヤや特警部隊等からの避難</th> <th>航空攻撃からの避難</th> <th>乳従がある場合</th> <th>実効がない場合</th> </tr> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が連続であり、応戦が長期化する可能性がある。 ・爆発の発生、放射能や弾道ミサイル攻撃の発生が懸念される。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。 ・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> <td>・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> <td>・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> <td>・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能な場合がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。</td> <td>・事前の準備が可能な場合がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 ・避難先について盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>弾道ミサイル攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <td>種目</td> <td>・避難先がある場合 ・避難先がない場合</td> </tr> <tr> <td>避難先</td> <td>・避難先がある場合 ・避難先がない場合</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能な場合がある。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・避難先について盛り込む。 ・避難先がない場合について盛り込む。</td> </tr> </table>	種別	地上降伏からの避難	グリヤや特警部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	乳従がある場合	実効がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が連続であり、応戦が長期化する可能性がある。 ・爆発の発生、放射能や弾道ミサイル攻撃の発生が懸念される。	・短時間で被害が発生することがある。 ・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・短時間で被害が発生することがある。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 ・避難先について盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	種別	弾道ミサイル攻撃からの避難	種目	・避難先がある場合 ・避難先がない場合	避難先	・避難先がある場合 ・避難先がない場合	避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・避難先について盛り込む。 ・避難先がない場合について盛り込む。	<p><武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について></p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>地上降伏からの避難</th> <th>グリヤや特警部隊等からの避難</th> <th>航空攻撃からの避難</th> <th>乳従がある場合</th> <th>実効がない場合</th> </tr> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td>・攻撃が連続であり、応戦が長期化する可能性がある。 ・爆発の発生、放射能や弾道ミサイル攻撃の発生が懸念される。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。 ・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> <td>・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> <td>・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> <td>・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能な場合がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。</td> <td>・事前の準備が可能な場合がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。</td> <td>・短時間で被害が発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 ・避難先について盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> <td>・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>弾道ミサイル攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <td>種目</td> <td>・避難先がある場合 ・避難先がない場合</td> </tr> <tr> <td>避難先</td> <td>・避難先がある場合 ・避難先がない場合</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td>・事前の準備が可能な場合がある。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td>・避難先について盛り込む。 ・避難先がない場合について盛り込む。</td> </tr> </table>	種別	地上降伏からの避難	グリヤや特警部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	乳従がある場合	実効がない場合	攻撃の特徴	・攻撃が連続であり、応戦が長期化する可能性がある。 ・爆発の発生、放射能や弾道ミサイル攻撃の発生が懸念される。	・短時間で被害が発生することがある。 ・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・短時間で被害が発生することがある。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 ・避難先について盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	種別	弾道ミサイル攻撃からの避難	種目	・避難先がある場合 ・避難先がない場合	避難先	・避難先がある場合 ・避難先がない場合	避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・避難先について盛り込む。 ・避難先がない場合について盛り込む。	現状に合わせた表現の適正化
種別	地上降伏からの避難	グリヤや特警部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	乳従がある場合	実効がない場合																																																																						
攻撃の特徴	・攻撃が連続であり、応戦が長期化する可能性がある。 ・爆発の発生、放射能や弾道ミサイル攻撃の発生が懸念される。	・短時間で被害が発生することがある。 ・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。																																																																						
避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・短時間で被害が発生することがある。																																																																						
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 ・避難先について盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。																																																																						
種別	弾道ミサイル攻撃からの避難																																																																										
種目	・避難先がある場合 ・避難先がない場合																																																																										
避難先	・避難先がある場合 ・避難先がない場合																																																																										
避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。																																																																										
避難実施要領に盛り込むべき内容	・避難先について盛り込む。 ・避難先がない場合について盛り込む。																																																																										
種別	地上降伏からの避難	グリヤや特警部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	乳従がある場合	実効がない場合																																																																						
攻撃の特徴	・攻撃が連続であり、応戦が長期化する可能性がある。 ・爆発の発生、放射能や弾道ミサイル攻撃の発生が懸念される。	・短時間で被害が発生することがある。 ・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。	・被害の発生が予測される。 ・被害の発生が予測される。																																																																						
避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・事前の準備が可能な場合がある。	・短時間で被害が発生することがある。	・短時間で被害が発生することがある。																																																																						
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 ・避難先について盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。	・地上降伏後に、避難ミサイル攻撃からの避難の場合に備えて盛り込む。																																																																						
種別	弾道ミサイル攻撃からの避難																																																																										
種目	・避難先がある場合 ・避難先がない場合																																																																										
避難先	・避難先がある場合 ・避難先がない場合																																																																										
避難時間	・事前の準備が可能な場合がある。																																																																										
避難実施要領に盛り込むべき内容	・避難先について盛り込む。 ・避難先がない場合について盛り込む。																																																																										
27	P. 24	第2編 第3章	第2節 1, 2	避難人数の把握	<p>3 自治会単位の人口の把握</p> <p>4 災害時要援護者の把握</p> <p>(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について 市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。</p> <p>(2) 在宅の災害時要援護者について 市は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p> <p>(3) 外国人の人数等について 市は、管内の外国人の人数(言語別)の把握に努める。</p>	<p>第2節 避難人数の把握</p> <p>1 町会・自治会単位の人口の把握</p> <p>2 要配慮者の把握</p> <p>(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について 市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。</p> <p>(2) 在宅の要配慮者について 市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p> <p>(3) 外国人の人数等について 市は、管内の外国人の人数(言語別)の把握に努める。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 県計画に合わせた修正																																																																				
28	P. 24 ~ 29	第2編 第3章	節番号	第2節から第10節の節番号	第3節から第11節に1番ずつずらし、節番号を変更する。	No. 27に基づく修正																																																																					
29	P. 24	第2編 第3章	第3節 1 (1)②	住民への周知方法、周知内容	② 市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。	② 市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知 Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)																																																																				
30	P. 24 ~ 25	第2編 第3章	第3節 1 (2)②	住民への周知方法、周知内容	(2) 災害時要援護者 への周知方法 ② 在宅の 災害時要援護者 への周知方法 市は、在宅の 災害時要援護者 に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会及び自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	(2) 要配慮者 への周知方法 ② 在宅の 要配慮者 への周知方法 市は、在宅の 要配慮者 に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会及び自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更																																																																				

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由
31	P. 25	第2編	第3章	第3節 1 (3)	住民への周知方法、 周知内容	③ 外国人への周知方法 市は、外国語の原稿による市防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。	③ 外国人への周知方法 ① 市は、外国語による市防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。 ② 市は外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。	現状に合わせた表現の適正化 第3節、1、(1)、④から変更
32	P. 25	第2編	第3章	第3節 1 (5)	住民への周知方法、 周知内容	(4) 情報通信機器の活用 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、県及び国と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。	(5) 情報伝達手段の多重化・多様化の促進 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、県及び国と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。	現状に合わせた表現の適正化 (消防庁通知「Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進」との整合を図るため)
33	P. 25	第2編	第3章	第4節 1	交通手段選択の基本方針	なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。	なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて家用自動車、市の保有する車両等を使用できるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 時点修正
34	P. 26	第2編	第3章	第4節 2 (4)	交通手段の確保方法	なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。	なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
35	P. 26	第2編	第3章	第4節 2 (5)	交通手段の確保方法	(5) 災害時要援護者への配慮	(5) 要配慮者への配慮	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
36	P. 26	第2編	第3章	第5節	避難候補路の選定	第4節 避難路の選定	第5節 避難候補路の選定	表現の統一
37	P. 27	第2編	第3章	第7節 1	避難施設の指定への協力	市は、県の避難施設の指定に協力する。 また、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、市を経由するものとする。	県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。なお、県は避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を市町村に通知する。 市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する。 【避難施設の指定要件】 ① 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。 ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。 ③ 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。 ④ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。 ⑤ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。 ⑥ 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること	基本方針の変更（H29.12） に伴う表現の適正化 県計画に合わせた修正

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由
38	P. 28	第2編	第3章	第8節	被災者に対する住宅供給対策	<p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。</p> <p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「被災者住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の災害時要援護者対策について配慮する。</p>	<p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。</p> <p>そのため、市は、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障がい者等要配慮者対策について配慮する。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>時点修正</p>
39	P. 30	第2編	第4章	第1節1	備蓄する緊急物資の種類・数量	<p>、行政機関だけの取り組みには限界があり、市民自らの取り組みが必要である。</p> <p>このため、備蓄にあたっては、市及び市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p>	<p>、行政機関だけの取組には限界があり、市民自らの取組が必要である。</p> <p>このため、備蓄にあたっては、市、県、市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p>	<p>時点修正</p>
40	P. 30	第2編	第4章	第1節2	備蓄品の管理	<p>備蓄品の品目、数量等は、消防本部救急防災課が全体を掌握しておく。</p> <p>(空白)</p>	<p>備蓄品の品目、数量等は、草加市危機管理課が全体を掌握しておく。</p> <p>なお、管理場所は以下のとおりとする。</p> <p>① 市防災備蓄倉庫</p> <p>② 市指定避難所（小・中学校、公共施設）</p>	<p>時点修正</p>
41	P. 32	第2編	第5章	第2節1	物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定	<p>・大規模施設(さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム2002)</p>	<p>・大規模施設(さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002)</p>	<p>時点修正</p>
42	P. 34	第2編	第6章		医療体制の整備	<p>なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。</p> <p>【武力攻撃災害時医療体制の流れ】</p>	<p>なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。</p> <p>【武力攻撃災害時医療体制の流れ】</p>	<p>県計画に合わせた修正（表の修正）</p> <p>表現の統一</p>

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由
43	P. 36	第2編	第6章	第2節	傷病者搬送体制の整備	<p>1 搬送先順位、経路の決定 消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定する。 また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。</p> <p>2 民間事業者との協力 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、消防本部は民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。</p>	<p>1 搬送先順位、経路の決定 草加八潮消防組合は、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」を活用し、空床数、医療機関情報等を収集し、効率的な傷病者搬送体制を整備するとともに、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定する。 また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。</p> <p>2 民間事業者との協力 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、草加八潮消防組合は民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。</p>	<p>時点修正 (草加市消防本部がH27年10月から広域化し、草加八潮消防組合となり整合性を図るため)</p> <p>県計画に合わせた修正</p>
44	P. 36	第2編	第6章	第3節 4	埋・火葬対策	<p>このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。 ① 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。 ② 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。 ③ 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</p>	<p>このため市は、県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施しておくものとする。</p>	現状に合わせた表現の適正化
45	P. 38	第2編	第7章	第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	<p>有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設(以下「生活関連等施設」という)は、攻撃目標とされやすい。</p>	<p>有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設は、攻撃目標とされやすい。</p>	現状に合わせた表現の適正化
46	P. 38	第2編	第7章	第2節	核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等	<p>市、消防機関は所管地域内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設(以下「核燃料物質等使用施設」という。)の所在等を把握しておくとともに、～ このため市は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</p>	<p>市、消防機関は所管地域内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設の所在等を把握しておくとともに、～ このため市は、原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</p>	<p>現状に合わせた表現の適正化</p> <p>国の所管省庁の変更</p>
47	P. 41	第2編	第10章		訓練の実施等	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p>	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定等で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p>	<p>基本方針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化</p>
48	P. 41	第2編	第10章	第1節	市の訓練	<p>市は、市国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施する。</p>	<p>市は、国民保護に関する草加市計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施する。</p>	表現の統一

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由																																																																																																				
49	P. 42	第2編	第10章	第2節2(2)	学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等	② 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 災害時要援護者 及び施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 要配慮者 及び施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更																																																																																																				
50	P. 43	第2編	第11章	第2節	自主防災組織との協力関係の構築	④ 組織の活性化の促進 助言・指導、 モデル組織の設置への助成等	4 組織の活性化の促進 助言・指導、 先進団体の取組の紹介等	現状に合わせた表現の適正化																																																																																																				
51	P. 45	第3編	第1章	第1節2	草加市国民保護対策本部の設置と職員の配備	市長は、内閣総理大臣から国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「 国民保護対策本部等 」という。）設置の指定があった場合には、	市長は、内閣総理大臣から国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部 設置の指定 があった場合には、	現状に合わせた表現の適正化																																																																																																				
52	P. 47	第3編	第1章	第2節1(1)①	市国民保護対策本部等の組織及び担当業務	<p style="text-align: center;">市国民保護対策本部組織図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3">本部会議</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各部署長、危機管理監</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="12">部</th> <th rowspan="2">現地对策本部</th> </tr> <tr> <td>部</td> <td>市長室</td> <td>総合政策部</td> <td>総務部</td> <td>自治文化部</td> <td>健康福祉部</td> <td>子ども未来部</td> <td>市民生活部</td> <td>都市整備部</td> <td>建設部</td> <td>教育総務部</td> <td>消防部</td> <td>水道部</td> <td>市立病院部</td> <td>議会・監査部</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>市長室長</td> <td>総合政策部長</td> <td>総務部長</td> <td>自治文化部長</td> <td>健康福祉部長</td> <td>子ども未来部長</td> <td>市民生活部長</td> <td>都市整備部長</td> <td>建設部長</td> <td>教育総務部長</td> <td>消防長</td> <td>水道部長</td> <td>市立病院事務部長</td> <td>議会議長</td> </tr> </table> <p>① 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長、教育長 ② 本部員 各部署長、危機管理監</p>	本部会議	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	各部署長、危機管理監	部												現地对策本部	部	市長室	総合政策部	総務部	自治文化部	健康福祉部	子ども未来部	市民生活部	都市整備部	建設部	教育総務部	消防部	水道部	市立病院部	議会・監査部	部長	市長室長	総合政策部長	総務部長	自治文化部長	健康福祉部長	子ども未来部長	市民生活部長	都市整備部長	建設部長	教育総務部長	消防長	水道部長	市立病院事務部長	議会議長	<p style="text-align: center;">草加市国民保護対策本部組織図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3">本部会議</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各部署長、消防局長又は消防局長が指定する消防吏員</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="12">部</th> <th rowspan="2">現地对策本部</th> </tr> <tr> <td>部</td> <td>市長室</td> <td>総合政策部</td> <td>総務部</td> <td>自治文化部</td> <td>健康福祉部</td> <td>子ども未来部</td> <td>市民生活部</td> <td>都市整備部</td> <td>建設部</td> <td>教育総務部</td> <td>消防部</td> <td>上下水道部</td> <td>市立病院部</td> <td>議会・監査部</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>市長室長</td> <td>総合政策部長</td> <td>総務部長</td> <td>自治文化部長</td> <td>健康福祉部長</td> <td>子ども未来部長</td> <td>市民生活部長</td> <td>都市整備部長</td> <td>建設部長</td> <td>教育総務部長</td> <td>消防局長</td> <td>上下水道部長</td> <td>市立病院事務部長</td> <td>議会議長</td> </tr> </table> <p>① 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長、教育長 ② 本部員 各部署長、消防局長又は消防局長が指定する消防吏員</p>	本部会議	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	各部署長、消防局長又は消防局長が指定する消防吏員	部												現地对策本部	部	市長室	総合政策部	総務部	自治文化部	健康福祉部	子ども未来部	市民生活部	都市整備部	建設部	教育総務部	消防部	上下水道部	市立病院部	議会・監査部	部長	市長室長	総合政策部長	総務部長	自治文化部長	健康福祉部長	子ども未来部長	市民生活部長	都市整備部長	建設部長	教育総務部長	消防局長	上下水道部長	市立病院事務部長	議会議長	時点修正 (草加市消防本部がH27年10月から広域化し、草加八潮消防組合となり整合性を図るため) (現状の組織名に合わせて修正)
本部会議	本部長	市長																																																																																																										
	副本部長	副市長、教育長																																																																																																										
	本部員	各部署長、危機管理監																																																																																																										
部												現地对策本部																																																																																																
部	市長室	総合政策部	総務部	自治文化部	健康福祉部	子ども未来部	市民生活部	都市整備部	建設部	教育総務部	消防部		水道部	市立病院部	議会・監査部																																																																																													
部長	市長室長	総合政策部長	総務部長	自治文化部長	健康福祉部長	子ども未来部長	市民生活部長	都市整備部長	建設部長	教育総務部長	消防長	水道部長	市立病院事務部長	議会議長																																																																																														
本部会議	本部長	市長																																																																																																										
	副本部長	副市長、教育長																																																																																																										
	本部員	各部署長、消防局長又は消防局長が指定する消防吏員																																																																																																										
部												現地对策本部																																																																																																
部	市長室	総合政策部	総務部	自治文化部	健康福祉部	子ども未来部	市民生活部	都市整備部	建設部	教育総務部	消防部		上下水道部	市立病院部	議会・監査部																																																																																													
部長	市長室長	総合政策部長	総務部長	自治文化部長	健康福祉部長	子ども未来部長	市民生活部長	都市整備部長	建設部長	教育総務部長	消防局長	上下水道部長	市立病院事務部長	議会議長																																																																																														
53	P. 48	第3編	第1章	第2節1(5)	本部の担当業務について	本部各部の主な業務は、 別表に定めるもののほか 、市地域防災計画の対策部の組織、職制及び分担業務を準用する。	本部各部の主な業務は、 草加市地域防災計画の対策部の組織、職制及び分担業務 を準用する。	平成26年3月草加市地域防災計画との整合																																																																																																				
54	P. 48	第3編	第1章	第2節別表	部の組織及び職制	別表（本文参照）	削除	平成26年3月草加市地域防災計画との整合																																																																																																				

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由
55	P. 49	第3編	第1章	第3節 3	国民保護派遣の要請	努めて当該区域を担当区域とする地方連絡部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当する方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。	努めて自衛隊埼玉地方協力本部長又は協議会委員たる陸上自衛隊第32普通科連隊第3中隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。	時点修正 (現状の組織名に合わせて修正)
56	P. 51	第3編	第2章	第1節 1 (1)	特殊標章等	(1) 特殊標章 ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。	(1) 特殊標章 ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。	県計画に合わせた修正
57	P. 51	第3編	第2章	第1節 4	特殊標章等に係る普及啓発	【特殊標章の図】  (オレンジ色地に青の正三角形)	【特殊標章の図】  ※ オレンジ色地に青色の正三角形 ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。 ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。	県計画に合わせた修正
58	P. 53	第3編	第2章	第1節	標章の図	【標章の図】 	【標章の図】 	県計画に合わせた修正
59	P. 54	第3編	第2章	第2節	安全確保のための情報提供	第2節 安全確保のための情報提供 市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供する。 ・ 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難施設及び物資集積地における放送や掲示 ・ 防災行政無線による伝達 ・ 広報車による広報	P 5 4 上段に移動	県計画に合わせた修正
60	P. 55	第3編	第3章	第1節 1 (1)(2)	県からの警報の通知の受入れ方法	(1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、市長室危機管理担当が受信する。 ② 市長室危機管理担当は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、消防本部が受信する。 ② 消防本部は、受信した旨直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、直ちに市長へ連絡する。	(1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、市長室危機管理課が受信する。 ② 市長室危機管理課は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、市(宿日直者)が受信する。 ② 市長室危機管理課長は、受信した旨直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、直ちに市長へ連絡する。	表現の統一 時点修正 (草加市消防本部がH27年10月から広域化し、草加八潮消防組合となり整合性を図るため)
61	P. 55	第3編	第3章	第1節 3 (1)⑤⑧	住民等への伝達	⑤ ホームページへの掲載 ⑧ 新規	⑤ ホームページへの掲載 ⑧ メール配信及びSNS	字句修正 実情に合わせた修正
62	P. 57	第3編	第3章	第3節 1 (2)①	市長の住民への避難の伝達等	(イ) 避難住民の誘導の実施単位(自治会、町内会、事務所等) (ク) 災害時要援護者への対応	(イ) 避難住民の誘導の実施単位(町会・自治会、事務所等) (ク) 要配慮者への対応	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 表現の統一

一連番号	計画該当部分				項目名	旧	新	変更理由
63	P. 58	第3編	第3章	第3節 1 (2)②	避難の指示の受入れ・伝達等	② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、 災害時要援護者 に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、 要配慮者 に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
64	P. 58	第3編	第3章	第4節 1 (2)	避難の指示の受入れ・伝達等	(2) 災害時要援護者 の避難 市は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により 災害時要援護者 の避難を実施する。	(2) 要配慮者 の避難 市は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により 要配慮者 の避難を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 表現の統一
65	P. 59	第3編	第3章	第5節	避難候補路の選定と避難経路の決定	第5節 避難路の選定と避難経路の決定	第5節 避難候補路の選定と避難経路の決定	表現の統一
66	P. 59	第3編	第3章	第7節	避難誘導の実施	市長は、避難実施要領を定め、市職員、 消防長及び消防団長 を指揮して住民の避難誘導を行い、	市長は、避難実施要領を定め、 市職員 を指揮して住民の避難誘導を行い、	時点修正
67	P. 61	第3編	第4章		避難住民等の救援措置	救援の程度・方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」に定めるところによる。 【関連資料3(2)】 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から 厚生労働大臣 が定める日までとする。	救援の程度・方法については、「 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成25年内閣府告示229号)」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から 内閣総理大臣 が定める日までとする。	災害対策基本法等の改正に伴う変更(国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府(防災担当)へ移管されたため)
68	P. 68	第3編	第5章	第2節 4	武力攻撃原子力災害への対処措置	武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、 市地域防災計画 に定めるところに準じて措置を実施する。	武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、「 草加市地域防災計画(事故対策編) 」の「 放射性物質事故災害対策計画 」に定めるところに準じて措置を実施する。	平成26年3月草加市地域防災計画との整合
69	P. 68	第3編	第5章	第2節 5 (4)	NBC攻撃による汚染への対処	新規	(4) 対応時の留意事項 具体的な攻撃は、①核兵器等、②生物兵器、③化学兵器などが想定される。市は県と連携し、初期医療の実施や警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。	基本方針の変更(H26.5)に伴う変更
70	P. 69	第3編	第5章	第5節 2	し尿処理	市は、し尿を衛生的に処理するため、 し尿処理施設の速やかな復旧を実施するとともに 、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、	市は、し尿を衛生的に処理するため、 収集運搬車両を確保して 円滑な収集・運搬に努め、	現状に合わせた表現の適正化(し尿処理施設は東埼玉資源環境組合で維持管理しているため)
71	P. 70	第3編	第6章	第2節 1 (1)	情報の収集	⑦ 居住	⑦ 居所	県計画に合わせた修正
72	P. 72	第3編	第6章	第2節 2 (3)	情報の提供	(3) 個人情報の保護への配慮 ① 安否情報は個人の情報であることに かんがみ 、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。	(3) 個人情報の保護への配慮 ① 安否情報は個人の情報であることに 鑑み 、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。	表現の統一適正化